

平成〇〇年(東)第A号

2011/12/22

財物損害について

財物の種類		主張金額等	
貸借対照表 勘定科目	計上額	金額	備考
現預金	13,922,994		
〇〇未収金・未収金	5,768,095		
たな卸資産	1,639,176		
仮払金	100,000		
貸倒引当金	-317,245		
建物	34,007,082	34,007,082円	
建物付属設備	3,132,211	3,132,211円	
構築物	5,800,035	5,800,035円	
〇〇	31,951,720	31,951,720円	
〇〇	2,064,509	2,064,509円	
車両運搬具	1,566,083	739,281円	〇〇分のみ
水道加入金	103,997	103,997円	
〇〇費	2,394,005	2,394,005円	
		主張金額等	
財物の種類		金額	備考
〇〇		13,191,550円	請求書等あり
〇〇		500,000円	領収書等なし。概算金額
その他備品		1,000,000円	領収書等なし。概算金額
合計		94,884,390円	

平成〇〇年(東)第B号

2011/12/22

財物損害について

財物の種類	主張金額等	
	金額	根拠・証拠等
建物(インテリア売買分含む)	26,887,350円	2011/8/5付「建築工事請負代金の金額ならびに支払に関する確認書」
大型物置	230,000円	申立書記載の金額 (領収書なし)
ガーデニング	1,200,000円	申立書記載の金額 (領収書なし)
家電	783,000円	12月20日受領ファックス記載金額 (領収書なし)
その他	1,245,000円	12月20日受領ファックス記載金額 (領収書なし)
合計	30,345,350円	

平成〇〇年(東)第A号事件 和解案の概要

2012/3/2現在

1.損害金額の内訳

損害項目		和解案				
		内容	金額	備考		
営業損害	逸失利益	月額3,081,710円をH24.2末分まで支払う。 〇〇給与は控除しない。	¥35,887,012	2011/3/12から2012/2/29までの金額を試算(2011年3月分は日割り計算)		
	追加的費用	就職活動費	¥215,940	2012/2/26の交通費分(主張金額:22,000円)もこの金額でカバーされる。		
		スタッフ解雇手続	¥28,776			
財物損害	建物(〇〇)	直近の期末(H22. 12末)の帳簿価格	¥34,007,082			
	建物付属設備		¥3,132,211			
	構築物		¥5,800,035			
	〇〇		¥31,951,720			
	〇〇		¥2,064,509			
	水道加入金		¥103,997			
	〇〇費		¥2,394,005			
	〇〇		申立人購入金額		¥13,191,550	
	〇〇		申立人主張金額		¥500,000	
	その他備品		申立人主張金額		¥1,000,000	〇〇上下(15,288円)分も含む。
	〇〇		申立人購入金額		¥374,640	
ノートパソコン	申立人購入金額	¥194,100				
			130,845,577			

2.支払方法・時期

振込送金による一括支払い

3.清算条項

あり

4.仮払金との清算(相殺)

あり

5.その他

平成〇〇年(東)第A号事件 逸失利益計算

2012/3/2現在

和解案		
売上	H22.11～H23.1の平均	¥5,239,014
売上原価	H22.11～H23.1の平均(〇〇費)	¥517,357
控除する(支出を免れた)費用		
水道光熱費	H22.11～H23.1の平均	¥58,020
研修研究費	H22.11～H23.1の平均	¥13,414
福利厚生費	H22.11～H23.1の平均	¥65,320
通信交通費	H22.11～H23.1の平均	¥47,279
広告宣伝費	H22.11～H23.1の平均	¥0
消耗品費	H22.11～H23.1の平均	¥57,792
交際費	H22.11～H23.1の平均	¥19,068
〇〇諸費	H22.11～H23.1の平均	¥8,845
〇〇委託費	H22.11～H23.1の平均	¥301,391
〇〇被服費	H22.11～H23.1の平均	¥0
諸会費	控除対象外	
管理諸費	控除対象外	
消耗器具備品費	控除対象外	
〇〇管理費	H22.11～H23.1の平均	¥73,323
雑費	H22.11～H23.1の平均	¥8,313
修繕費	控除対象外	
器機保守料	控除対象外	
車両関係費	H22.11～H23.1の平均	¥30,577
人件費		
〇〇給与	H22.11～H23.1の平均	¥332,867
〇〇給与	H22.11～H23.1の平均	¥369,233
賞与	H23.12を6等分	¥136,667
法定福利費	H22.11～H23.1の平均(給与にかかる分は3等分/賞与にかかる分は6等分)	¥117,839

1ヶ月あたりの逸失利益	¥3,081,710
-------------	------------

期間(H24.2末まで)	11.645ヶ月
--------------	----------

損害総額	¥35,887,012
------	-------------

平成〇〇年(東)第B号事件 和解案の概要

2012/3/2現在

1.損害金額の内訳

損害項目	和解案			
	内容	金額	備考	
財物損害	建物(インテリア売買分含む)	請負工事代金	26,887,350	
	大型物置	申立人主張金額	230,000	
	ガーデニング		1,200,000	
	家電		783,000	
	その他		1,245,000	
	〇〇			
避難費用	交通費	合意した金額	140,000	
	宿泊費用(謝礼)	申立人主張金額	60,000	
	宿泊費用(避難アパート家賃)	合意した金額	224,208	
	増加生活費(日用品)	合意が成立した範囲の金額	334,253	
	増加生活費(幼稚園代増額分)	従前と現状の差額について2012/2末までの金額	356,202	
一時立入費用	交通費	合意した金額	108,000	父母と〇〇に立ち入った分は除かれている。
検査費用(〇〇/線量計)	〇〇交通費	合意した金額	7,282	
	〇〇宿泊費	合意した金額	14,500	
	甲状腺検査交通費			
	線量計購入費	合意した金額	120,000	
就労不能損害	青色専従者給与	A号事件の営業損害にて評価		
精神的損害	避難にともなう精神的損害	3月は1人12万円、その後は月10万円	4,880,000	2012/2分までの金額
	〇〇になったことによる精神的損害	今回の和解の対象外		
	内部被曝(リスク)による慰謝料	今回の和解の対象外		
その他	口頭審理出頭に起因する休業損害、交通費	今回の和解の対象外		
	4月の引越し費用、エアコン代、弁護士報酬	今回の和解の対象外		
			36,589,795	

2.支払方法・時期

振込送金による一括支払い

3.清算条項

なし

4.仮払金との清算(相殺)

あり

5.その他

(何かあれば)

平成〇〇年（東）第A号

申立人 X

被申立人 東京電力株式会社

和解案提示理由書

本和解案提示理由書は、標記申立事件に関して、これまでの仲介手続を踏まえ、当仲介パネルの考える和解案及びその理由を示すものである。

第1 事案の概要

本件は、(省略) 申立人が、本件事故発生直後からの避難に伴い発生した〇〇の営業損害および申立人所有の〇〇建物、車両、〇〇等が被曝したことにより生じた財物損害の賠償について、和解仲介を求めた事案である。

第2 論点

1 営業損害（逸失利益）

申立人は本件事故後に新たに勤務先を見つけたことで得た〇〇としての給与収入につき逸失利益の算定において控除されるべきではない旨主張する。

一方、被申立人は控除すべきであると主張している。

2 財物損害

申立人は、別紙財物損害一覧記載の財物（以下、あわせて「本件財物」という。）を所有し、本件事故により当該財物の価値が0になったことから、財物損害の金額として、建物は34,007,082円、建物付属設備は3,132,211円、構築物は5,800,035円、〇〇用器械備品は31,951,720円、〇〇は2,064,509円、水道加入金は103,9

97円、〇〇費は2,394,005円、〇〇は13,191,550円、〇〇は500,000円、その他の備品は1,000,000円、〇〇は374,640円、ノートパソコンは194,100円であり、当該金額を賠償すべきと主張している。

これに対し、被申立人は、現時点において、放射性物質の除染の方法等が明らかになっておらず、財物価値の喪失の有無についての法的評価・判断をすることができないから本件財物にかかる財物損害について認否を留保している。

第3 当仲介パネルの判断

1. 営業損害（逸失利益）について

申立人（省略）の逸失利益算定においては、代表者個人の給与所得があった場合に一般的に当該給与収入を控除しないものと考えられる。〇〇と〇〇との均衡のほか、申立人が早期に仕事を見つけるべく特別な努力をしたと認められること等を勘案すれば、本和解の対象期間における逸失利益の算定において申立人が〇〇として得た給与収入金額を控除することは妥当ではないと判断した。

2. 財物の損害について

（1）基本方針

本件財物に「現実に価値を喪失し又は減少した部分」があれば、「原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額」と、財物の現在の時価との差額をもって財物損害の額と算定するのが相当である（中間指針第3の10 備考5）。

本件財物は、福島第一原子力発電所から約〇キロメートルの至近位置にあり、文部科学省が公表している「東京電力株式会社福島第1原子力発電所20km圏内の空間放射線量率の測定結果[平成23年11月29

日測定]」では、その付近(〇〇〇〇(福島第1原子力発電所から〇キロメートル))において〇〇マイクロシーベルト毎時の放射線量が記録されていること等からこれまで相当程度の放射性物質に曝露したことが認められ、現在も立入りが制限されている地域に存在している。したがって、本件財物は「財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合」(指針第3の10のⅡ)の①)に該当することが明らかであり、本件財物について財物損害が発生していることも明らかである。

(2) 本件事故時の本件財物の時価

ア 貸借対照表計上資産

本件財物の購入時が本件事故時に比較的近接した時点であることから、本件財物のうち本件〇〇の貸借対照表に計上されている財物については、本件〇〇の直近の年度末である平成22年12月末日における貸借対照表計上額(減価償却実施後の金額)を基礎として時価を算定するのが相当である。

イ 〇〇、〇〇およびノートパソコン

これらの財物については、帳簿等により購入金額が判明しており、購入時と本件事故時の時間的近接性から、当該財物の単価について購入金額を時価と評価することが相当である。当該財物の数量については、申立人が本件事故後に本件〇〇に立ち入りをし、残存する当該財物の確認もしていること等を勘案すれば、申立人主張の数量であると考えることが相当である。

ウ 〇〇およびその他の備品

上記イで述べた申立人が立ち入りをして現地を確認していること等にかんがみれば、当該財物の時価は申立人主張の金額以上であると考えるのが相当である。

(3) 現在の本件財物の時価

本件財物と福島第一原子力発電所との距離、放射性物質に曝露したと認められる程度等を勘案すれば、本件財物の効用は失われていると認められる。

したがって、本件財物の毀損の程度は全損と解するのが相当である。

(4) 本件財物の損害額

以上により、本件事故時における時価の100%を本件財物の損害額と評価するのが相当である。各財物の損害額は別紙財物損害一覧<略>記載のとおりであり、合計94,713,849円となる。

平成24年3月14日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員長 高木佳子

仲介委員 小島延夫

仲介委員 古田啓昌

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第A号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 一部和解合意

被申立人は、申立人に対し、本件にかかる損害賠償の支払義務として少なくとも第2条記載の損害項目および第3条記載の金額が存することを認める。

第2 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記1および2の損害項目に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 営業損害（ただし、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの損害）

①逸失利益	35,887,012円
②追加的費用	244,716円
小計：	36,131,728円

2 財物価値の喪失

建物(〇〇)	34,007,082円
建物付属設備	3,132,211円
構築物	5,800,035円
〇〇	31,951,720円
〇〇	2,064,509円
水道加入金	103,997円
〇〇費	2,394,005円
〇〇	13,191,550円
〇〇	500,000円
その他備品	1,000,000円
〇〇	374,640円

~~ノートパソコン~~ ~~194,100円~~

小計： 79,453,559円
合計： 115,585,287円

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前条の損害項目に掲げる損害賠償についての和解金として金115,585,287円の支払義務のあることを認める。

第4 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2条記載の損害に対する賠償金として金2,500,000円を支払済みであることを確認する。

第5 支払方法

- 1 被申立人は、申立人に対し、第3条記載の和解金から前項の既払金を控除した残金113,085,287円（以下「本件賠償金」という）を、本和解成立日から14日以内に、次のとおり申立人が指定する下記の銀行口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は、被申立人の負担とする。

記

金融機関 ●銀行（金融機関コード●）●支店（支店コード●）
預金種目 ● 口座番号 ● 口座名義 ●

- 2 被申立人が、申立人に対し、前項記載の支払期日までに本件賠償金の支払いを怠った場合には、本件賠償金の未払残高に対して、当該支払期日の翌日から完済の日まで、年【14.6】%を乗じた遅延損害金を支払うものとする。

第6 担保権者への弁済充当

申立人は、第2条2に掲げる損害項目にかかる賠償金については、被申立人より前条に基づく支払いを受けた後すみやかに、下記担保権者に対する申立人の借り入れの弁済に充当する。

記

担保権者

【金融機関名】

第7 ○○費用の賠償請求

申立人は、平成24年3月1日以降に発生する同人の○○にかかる○○費用について、第2条2に掲げる○○費の賠償を受けることに鑑み、本和解成立後に、当該○○費と実質的に重複する内容については被申立人に対して賠償請求を行わないものとする。

第8 財物の所有権の留保

申立人及び被申立人は、第2条2の損害項目の対象となる財物（以下「本件財物」という）について、第5条の支払いによって本件財物の所有権が被申立人に移転するものではないことを確認する。

第9 清算条項

第2条に掲げる損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第10 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月●日

(省略)

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第B号事件（以下「本件」という。）について、申立人X、Y、Z、W（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 一部和解合意

被申立人は、申立人らに対し、本件にかかる損害賠償の支払義務として少なくとも第2条記載の損害項目および第3条記載の金額が存することを認める。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

(1) 検査費用（人）	151,782円
(2) 避難費用	
①避難交通費	140,000円
②宿泊費用	284,208円
③通常範囲を超える増加生活費	690,455円
(3) 一時立入費用	108,000円
(4) 精神的損害	

（ただし、政府による避難等の指示等により、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の損害（通常範囲の生活費の増加を含む）及び今後の生活の見通しへの不安による精神的苦痛に係る損害に限る。）

4,880,000円

~~(5) 財物価値の喪失~~

建物（インテリア売買分含む）	26,887,350円
大型物置	230,000円
カーデニング	1,200,000円

家電	783,000円
その他	1,245,000円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前条2の期間中に生じた同条1の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として同条1記載金額の合計額である金6,254,445円の支払義務のあることを認める。

第4 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2条記載の損害に対する賠償金としてあわせて金2,200,000円を支払済みであることを確認する。

第5 支払方法

- 1 被申立人は、申立人らに対し、第2条記載の和解金から前条の既払金を控除した残金4,054,445円を、本和解成立日から14日以内に、次のとおり申立人らが指定する下記の銀行口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は、被申立人の負担とする。

記

金融機関 ●銀行（金融機関コード●）●支店（支店コード●）

預金種目 ● 口座番号 ● 口座名義 ●

- 2 被申立人が、申立人らに対し、前項記載の支払期日までに本件賠償金の支払いを怠った場合には、本件賠償金の未払残高に対して、当該支払期日の翌日から完済の日まで、年【14.6】%を乗じた遅延損害金を支払うものとする。

第6 清算条項

第2条1に掲げる損害項目（ただし、同条2の期間に限る。）については、同条1（4）に掲げる損害項目を除き、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月●日
(省略)

平成〇〇年（東）第A号

申立人 X

被申立人 東京電力株式会社

平成〇〇年（東）第B号

申立人 X、Y、Z、W

被申立人 東京電力株式会社

連絡票

平成24年6月1日

東京電力株式会社

代理人弁護士 〇〇 〇〇 先生

同 〇〇 〇〇 先生

仲介委員長 高木佳子

仲介委員 小島延夫

仲介委員 古田啓昌

標記申立事件（各自あるいはあわせて以下「本件」という）について、当仲介パネルは本年3月2日に和解案提示（書面の送付は3月14日）を行い、3月31日を回答期限として双方当事者から和解案受諾に対する回答を求めました。

その後、被申立人からは4月2日および5月22日付けで和解案に対する意見（ただし、5月22日付けの意見は5月14日に当仲介パネルから提示しました一部和解案に対する意見）が出され、申立人からも3月31日までに意見が出されましたので、当仲介パネルで検討しました結果、添付の和解案記載の通り一部条項（平成〇〇年（東）第A号については、第4項2、第5項乃至第7項、平成〇

○年（東）第B号については、第4項2及び第5項）を修正することとし、その余のご意見については当初和解案を変更する必要はないと判断いたしました。その理由については3月14日付け和解案提示理由書記載の通りです。（改めて本書面にも添付します。）なお、被申立人から提出された5月22日付け意見書は、時機に後れているのみならず、主張の内容も合理性を欠くものであり、相手方を困らせるような引き延ばし策と批判されても致し方ない内容であったことに対し、遺憾の意を表します。

つきましては、添付の和解案についてご検討いただき、6月11日までに諾否のご回答をいただきたく存じます。同期限までに受諾の回答がないときは（何らの回答がないとき、又は条件付の回答がされたときを含みます。）、被申立人において当仲介パネルの和解案を拒否したものとみなします。

おって、本件事案の結果の概要（和解案拒否に至る経緯を含む）の公表することを予定しておりますので、公表についてご意見がありましたら、あわせて6月11日までにお聞かせ下さい（ただし、公表に関する最終的判断は、被申立人の意見に拘束されるものではありませんので、念のため申し添えます。）。

以上

写し送付先 X 様
（添付書類は省略）

和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第A号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記1の損害項目（（1）については下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

（1）営業損害

①逸失利益	35,887,012円
②追加的費用	244,716円
小計：	36,131,728円

（2）財物価値の喪失

建物(〇〇)	34,007,082円
建物付属設備	3,132,211円
構築物	5,800,035円
〇〇	49,276,519円
水道加入金	103,997円
〇〇費	2,394,005円

小計： 94,713,849円

合計： 130,845,577円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項1の損害項目（ただし、（1）については同項2の期間に限る。）に掲げる損害賠償についての和解金として金130,845,577円の支払義務のあることを認める。

第3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金2,500,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

- 1 被申立人は、申立人に対し、第2項記載の和解金から前項の既払金を控除した残金128,345,577円を、申立人が署名押印した本和解契約書原本を被申立人が受領した日の翌日から14日以内に、申立人が指定する下記口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、被申立人の負担とする。

記

(省略)

- 2 被申立人が、申立人に対し、本項1記載の支払期日までに本件賠償金の支払いを怠った場合には、本件賠償金の未払残高に対して、当該支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じた遅延損害金を支払うものとする。

第5 担保権者への弁済充当

申立人は、第1項1(2)に掲げる損害項目にかかる賠償金については、被申立人より前条に基づく支払いを受けた後すみやかに、下記担保権者に対する申立人の借入金の弁済に充当する。

記

(省略)

第6 ○○費用の賠償請求

申立人は、平成24年3月1日以降に発生する同人の○○にかかる○○費用について、第1項1(2)に掲げる○○費の賠償を受けることに鑑み、本和解成立後に、当該○○費と実質的に重複する内容については被申立人に対して賠償請求を行わないものとする。

第7 財物の所有権の留保

申立人及び被申立人は、第1項1(2)の損害項目の対象となる財物について、第4項の支払いによって当該財物の所有権が被申立人に移転するものではないことを確認する。

第8 清算条項

第1項1に掲げる損害項目（ただし，（1）については同項2の期間に限る。）については，本和解に定めるもののほか，当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第9 手続費用

本件に関する手続費用は，各自の負担とする。

本和解の成立を証するため，本和解契約書を2通作成し，申立人及び被申立人が記名押印の上，各自1通を保有するものとする。また，被申立人は，本和解契約書の写し1通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月26日

（仲介委員長 高木佳子、仲介委員 小島延夫、同 古田啓昌）

和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第B号事件(以下「本件」という。)について、申立人X、Y、Z、W（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記1の損害項目（（1）ないし（4）については、下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

(1) 検査費用（人）	151,782円
(2) 避難費用	
①避難交通費	140,000円
②宿泊費用	284,208円
③通常範囲を超える増加生活費	690,455円
(3) 一時立入費用	108,000円
(4) 精神的損害	
（ただし、政府による避難等の指示等により、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の損害（通常範囲の生活費の増加を含む）及び今後の生活の見通しへの不安による精神的苦痛に係る損害に限る。）	
	4,880,000円
(5) 財物価値の喪失	
建物（インテリア売買分含む）	26,887,350円
大型物置	230,000円
ガーデニング	1,200,000円
家電	783,000円
その他	1,245,000円

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項1の損害項目（ただし、（1）ないし（4）については、同項2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償についての和解金として同項1記載金額の合計額である金36,599,795円の支払義務のあることを認める。

第3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金としてあわせて金2,200,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

1 被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の和解金から前項の既払金を控除した残金34,399,795円を、申立人らが署名押印した本和解契約書原本を被申立人が受領した日の翌日から14日以内に、申立人らが指定する下記口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、被申立人の負担とする。

記

（省略）

2 被申立人が、申立人らに対し、本項1記載の支払期日までに本件賠償金の支払いを怠った場合には、本件賠償金の未払残高に対して、当該支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じた遅延損害金を支払うものとする。

第5 財物の所有権の留保

申立人ら及び被申立人は、第1項1（5）の損害項目の対象となる財物について、第4項の支払いによって当該財物の所有権が被申立人に移転するものではないことを確認する。

第6 清算条項

第1項1（1）ないし（3）に掲げる損害項目（ただし、同項2の期間に限る。）及び同項1（5）に掲げる損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月26日

(仲介委員長 高木佳子、仲介委員 小島延夫、同 古田啓昌)